

パキスタンにおける結婚慣習 —インドとイスラームの折衷—

牧野 百恵

●はじめに

パキスタンは一九四七年にムスリム国家を建国の理念としてインドから独立したが、インド寄りの二州（パキスタン人口の約八割を占めるパンジャーブ州・スィンド州）においてはインドと同様の慣習がみられる。例えば、イスラームの建前上カースト制度は存在しないが、慣習としてのカースト制度は根強い。結婚にまつわる慣習も然りである。なかでも、イスラーム的でないといわれるダウリー（花嫁の家族が支払う結婚持参金）の慣習は、インドと共通にみられる。一方で、人口の九七%がムスリムである点は明らかな差異であり、インドとは異なる結婚慣習もみられる（ただし、多様なインドを一括りにすることは難しく、インドのムスリム人口が一割を超えていることは付記しておく）。筆者は

二〇一三年、パキスタン人口の五〇%以上を占める最大州パンジャーブ州全域の農村において、ダウリーに関する詳細な家計調査を実施した。家計調査自体は実証研究を目的とするものだが、本稿ではその調査過程で見聞きしたことを紹介しながら、パキスタンにおける結婚の慣習について詳述する。

パキスタンでは、都市のごく一部の急進的な層を除いては、いまだ親が決めた見合い婚が主流である。農村では恋愛結婚はほぼ皆無といってよい。筆者は現地で家計調査をするなかで、調査を手伝ってくれる学生の女の子たちと話す機会が多いが、彼女たちは大学院まで進みパキスタンの女性としては間違いなく最先端にいるが、それでも恋愛結婚より親が決めた見合い結婚を望むという声が多い。

パキスタンの結婚にまつわる慣習は見合い結婚と密接に関係しており、ダウリーのほか、花婿の家族が支払う婚資、交換婚¹ワッターサッター（*watta satta*）、イトコ婚、村内婚などが挙げられる。逆に見合い結婚でない場合、極端になると親が認めない駆け落ち婚のような場合には、ムスリム婚ではなく裁判所によって承認される結婚となり、ダウリーや婚資の支払いは生じないことが多い。以下ではこれらの慣習を順にみていこう。

●ムスリムとダウリー

パキスタンでは、ダウリーを指す言葉としてアラビア語のジャヘーズ（*jahaz*）が使用される。この点はインドのムスリムの間でも共通のようだ。Wahed（2009）によれば、ジャヘーズは衣類や食

器といった新婚生活を始めるにあたっての必需品と、豪華な家具、現金、セレモニーといった奢侈品とに分けることができるという。前者は花嫁の両親が娘に贈る嫁入り道具、後者は花嫁の両親から花婿およびその家族に贈られ悪習と騒がれる狭義のダウリーに近いだろうが、実際のところ両者の別は曖昧である。インド同様、パキスタンでも花嫁が花婿の家庭に入る父方居住が通常であるため、花嫁の両親が娘に贈ったものも結局は花婿の家庭に持参するからである。また、狭義のダウリーは南アジアのムスリムの間では伝統的になかったとの記述もよくみかけるが、この点はアフガニスタン寄りの二州（ハイバル・パフトゥーンハー州とバローチスタン州）では当てはまるかもしれないが、インド寄りの二州では当てはまらないだろう。前者では未だに婚資が主流だが、後者では少なくとも富裕層においては、ジャヘーズの慣習が一九世紀末〜二〇世紀初頭あたりから確認されている（Wahed 2009）。

現在、イスラーム的でないといわれつつも、慣習としてのダウリーはスィンド州・パンジャー

ブ州で広くみられる。その一方で、後述するイスラーム的な婚資「マフル (Mahr)」は形骸化している。ただ、インドでしばしばダウリーが非難の対象とされるような、ダウリーインフレ、ダウリー殺人⁽¹⁾、花嫁の父の借金苦による自殺、といったことをパキスタンではあまり聞かない。ひとつには、パキスタンには声を上げるNGOなどの活動家が少ないということもあるが、もうひとつにはインドに比べてダウリーの額が控えめで (Jacoby and Mansuri (2010)) によれば、ダウリー額は中央値で花嫁の実家の年収の一八%にすぎない)、嫁入り道具としての機能が強いことがあるだろう。筆者の調査においても、ダウリーに含まれる現金は少額で、主に衣類や家具、家事用品といったいわゆる嫁入り道具によって構成されていることが分かった。またダウリーは原則として女性の資産であり、離婚時には実家に持ち帰る権利があるとのことであった。ただ法的にはそうであっても、父方居住の制度のなかで、実際に女性が自身の資産であることをいかに証明し守るかは実践的な問題である。

● 契約としての結婚と婚資

ムスリムにとって、結婚はイスラームに則ってはじめて合法性が与えられる契約である。ダウリーは結婚の成立に必要ではないが、マフルは結婚の成立に必須である。筆者は家計調査に使用する質問票を作成する段階で、結婚にまつわる慣習などを知悉^{ちしつ}するため、パンジャーブ州の中心に位置するサルゴダー郡のコート・アフマド・ハーン村に滞在して詳細なパイロット調査を行った。農村では識字率が低いので (ユネスコによると、二〇〇八年で農村の成人識字率は四六・三%、男性が六二%、女性が二八・七%)、結婚契約書の存在を当事者全員が意識しているわけではないが、同村の村長は契約書のコピーを保管しており、過去一〇年にわたる四八の結婚契約書をみせてくれた。契約書には当事者および証人の氏名・ID・住所といった個人情報のほか、ムスリム婚に必要なマフルが記載されている。マフルには、結婚契約時に即支払われるものと離婚などを条件に後払いされるものがあるが、パキスタンにおいて離婚は稀なので、後払いマフルのほとんどは結局支払われることがな

い。いずれのマフルもインド寄りの二州では形骸化しているといつてよいだろう。契約書に書かれる即払いマフルの額は通常わずかな額にすぎず、後払いマフルもほとんどのケースでは記入されないようだ。村長や農地所有層 (ザーミダール) たちがいうには、もともとクルアーンに明示されるマフルが慣習だったが、マフルは花嫁の家族が花嫁およびその家族に結婚契約上支払う金銭、といかにも花嫁を買っているかのような人身売買を連想させるために、マフルの慣習は実質的には廃れていることであった (同様の認識は、Eglar (1960)、Oldenburg (2002) などの先行研究でも言及されている)。ただ、すべての階層で廃れた慣習というわけではなく、土地なし層 (伝統的にザーミダールに様々なサービスを提供してきたカンミーと呼ばれる人々) などの比較的低い階層には未だに慣習として残っているようであった。

イスラームでは結婚は契約というだけあり、契約書には様々な条件を書く欄がある。具体的には、即払いマフルの額、結婚時に譲渡される不動産・動産、結婚生活における条件、夫が妻へ離婚の権利を与えるか、夫からの離婚を制限する条件、夫の重婚にかかる条件などである。結婚が破綻した場合に支払われるべきマフルの条件を書く欄もある。即払いマフルの額は、いずれの階層でも微々たる額 (一〇〇〇〜五〇〇〇パキスタンルピー、二〇一四年五月現在一パキスタンルピー≒約一元) にすぎなかった。条件付き後払いマフルについては約二〇%の契約書において何らかの記述がみられた。後払いマフルを記載しているのはカンミー層が大多数であった。具体的にみられた記述は、「妻が有責配偶者でない離婚の場合は、夫は妻に毎月三〇〇〇パキスタンルピーを支払う」「離婚時に一括で五万パキスタンルピーを支払う」といったものである。契約書に、「妻へ離婚の権利を与えるか」や「妻が有責配偶者でない離婚の場合」が明記されるのは、パキスタンのムスリムに適用される法律 (Muslim Personal Law (Shariat) Application Act 1937 および Muslim Family Laws Ordinance 1961) によると、夫は「タラク (talaq)」と唱えるだけで妻が有責であるか否かにかかわらず一方的に離婚できる一方、妻にそのよ

うな権利は認められていないからである。

婚資＝マフルは形骸化しているものの、婚資を花婿の家族から花嫁およびその家族へ贈られるものと定義すれば、ムスリム婚とは関係のない婚資＝バーリー (bari) も存在する。バーリーは衣類や貴金属から成り、その額はダウリーの半額ほどであるといわれる (Jacoby and Mansuri 2010)。狭義のダウリーが花嫁の家族から花婿およびその家族に贈られるものとされることから、バーリーをダウリーの相反である―送る方向が逆なだけで同性質のもの―とする考え方もある。しかし、ダウリーは法的には花嫁の資産と位置づけられることから、バーリーをダウリーの相反であるとするには無理がある。むしろ、バーリーは結婚における一連のセレモニーの一部であり、花婿の家族の裕福度を誇示するための制度とみなすことが妥当であろう。

●交換婚＝ワッターサッター (watta satta)

ワッターサッターはパキスタンとアフガニスタンに広くみられる慣習で、英語への直訳がギヴァン

ドテイクであるように、文字どおり、一对の家族間で女性(男性)を交換する結婚のことを指す。家族Aに兄妹、家族Bに兄妹がいて、家族Aの兄と家族Bの妹、家族Aの妹と家族Bの兄がそれぞれ結婚し二組のカップルが誕生するのが典型的であるが、家族A(もしくはB)が伯(叔)父と姪、もしくは父親と娘というケースもある。パキスタンではとりわけ貧困層によくみられる慣習であるといわれる。ワッターサッター婚の場合、両カップルが結婚適齢期であれば合同結婚式とすることで、個別に式を設けるよりセレモニーの費用を節約できるほか、ダウリーおよび婚資の支払いが双方の家族に生じるため相殺し合うことで、それらの額も節約できると考えられているからである。筆者による Pakistan Rural Household Survey 2004を用いた実証研究では、サンプル家計のおよそ半数がワッターサッター婚であったが (Makino 2014)、家計調査を実際に行ったなかでは、ワッターサッター婚の事例はみられたものの、どちらかといえば少数派であった。またワッターサッター婚が、必ずしも貧困層により多くみ

られるわけではないことも分かった(同様の指摘は Jacoby and Mansuri (2010) にもある)。

ワッターサッター婚では、定義として一对の家族から二組の婚姻が成立することもあり、当事者に選択の自由はなく結婚が強制的であり、その点で人権NGOなどによる非難の対象となっている。確かに、父親が再婚するために自身の九歳の娘を結婚相手の父親の第二夫人として差し出す、といった眉をひそめたくなる例もあるが、このようなケースは個別に人権問題として取り扱った方がよいだろう。家計調査の結果からは、ワッターサッター婚であろうとなかろうと、女性が自身の結婚に関して選択する自由はほぼ皆無であったことが分かり、多くの場合、ワッターサッター婚そのものが悪いわけではないようにみえる。

●イトコ婚と村内婚

ワッターサッター婚と強い相関をもつのが、イトコ婚、村内婚であり、まとめて同族婚 (endogamy) と呼ばれることも多いようである。パキスタン農村における結婚制度に関する実証研究である Jacoby and Mansuri

(2010) によると、ワッターサッター婚の実に八割以上が同族婚であるが、ワッターサッター婚でなくても七割以上が同族婚であることから、いずれにしてもパキスタンではイトコ婚や村内婚が主流であることが分かる。筆者の家計調査でも、ワッターサッター婚は少数派であったが、イトコ婚や村内婚は大多数を占めていた。

同族婚の背景には、相続による資産の散逸を防ぐ、という経済的な合理性があるだろう。パキスタンでは均分相続が原則であるため、とりわけ出生率が高い状況(世銀によると、二〇一二年の出生率は成人女性一人につき三・三人)において土地資産が細分化され散逸するのを防ぐ制度として、合同家族制度 (joint family system = 同じ敷地内に兄弟の家族が住む) があるが、同族婚も同様の機能を果たすと考えられる。また同族婚であると、女性の実家が嫁ぎ先と深い関係にあるため、結婚生活における女性の地位向上―意思決定権の向上や家庭内暴力の減少―につながるの考え方もある。もともとは異族婚および嫁ぎ先の地位が実家よりも高い昇婚 (hypergamy) が主流の

北インドと比較して、同族婚が主流であった南インドでは女性の地位が相対的に高いことに着目した Dyson and Moore (1983) が提唱した仮説であるが、実証面では賛否が入り交じっている (Jejeebhoy and Sathar (2001), Rahman and Rao (2004) など)。

一方で、同族婚のデメリットとして考えられるのは、女性(男性)の結婚相手の選択の自由を奪う、ということがあるだろう。しかし、ワッターサッター婚に関する議論と同様、結婚相手の選択の自由は同族婚であろうとなかろうとはほぼ皆無であるため、同族婚そのものが責められるべきではないだろう。またとりわけ血縁関係が濃いイトコ婚の場合は、奇形児や障害児が産まれる確率が高くなることも知られている。筆者は現地での調査をするなかで、都市部インターネット層と話す機会も多いが、彼らですら、自分の子女の結婚にはイトコ婚をより好ましいと思うものが少なくない。同族婚の根深さを物語っているといえよう。

●おわりに

パキスタンの結婚の慣習はインド的な特徴とイスラームの性格を

合わせもち、大変興味深い。ダウリー、婚資、ワッターサッター婚、同族婚などの慣習は、一見時代遅れのようにみえるが、果たしてそう断言することができるだろうか。ダウリーやワッターサッター婚が女性の地位向上にとってネガティブな慣習であり、禁止すべきであると主張するには、それをサポートする実証研究が不足している。与えられた条件下においては、女性とその家族にとって最も合理的な選択である可能性も高い。そうであるならば、法律などによつてダウリーを一律に禁止するだけでは、女性の権利を向上させるという本来の政策目的は果たせないだろう。

《参考文献》

Dislocating Cultures: Identities, Traditions, and Third World

①Dyson, Tim, and Mick Moore 1983. "On Kinship Structure, Female Autonomy, and Demographic Behavior in India." *Population and Development Review* 9(1) : 35-60.

②Eglar, Zekiye 1960. *A Punjabi Village in Pakistan*. New York, NY: Columbia University Press.

③Jacoby, Hanan, and Ghazala Mansuri 2010. "Watta Satta: Bride Exchange and Women's Welfare in Rural Pakistan." *American Economic Review* 100(4) : 1804-1825.

④Jejeebhoy, Shireen J. and Zeba A. Sathar 2001. "Women's Autonomy in India and Pakistan: The Influence of Religions and Region." *Population and Development Review* 27(4) : 687-712.

⑤Kishwar, Madhu 1989. "Towards More Just Norms for Marriage: Continuing the Dowry Debate." *Manushi* 53: 2-9.

⑥Narayan, Uma 1997. *Dislocating Cultures: Identities, Traditions, and Third World Feminism*. New York, NY: Routledge.

⑦Oldenburg, Veena Talwar 2002. *Dowry Murder*. New York, NY: Oxford University Press.

⑧Rahman, Lupin, and Vijayendra Rao 2004. "The Determinant of Gender Equity in India: Examining Dyson and Moore's Thesis with New Data." *Population and Development Review* 30(2) : 239-268.

⑨Makino, Momoe 2014. "Dowry and Women's Status in Rural Pakistan." mimeo. Institute of Developing Economies, Chiba Japan.

⑩Waheed, Abdul 2009. "Dowry among Indian Muslims: Ideals and Practices." *Indian Journal of Gender Studies* 16(1) : 47-75.

⑪南アジア研究グループ (まぢの ももえ/アジア経済研究所)

⑫注

(1)ダウリー殺人という名称については、ダウリーが殺人の原因ではなく、欧米でもみられる家庭内暴力がエスカレートした家庭内殺人にすぎない、との理由で批判的な研究も多い (Kishwar 1989, Narayan 1997, Oldenburg 2002)。

⑬Narayan, Uma 1997.